

## 令和5年度 介護給付適正化 例外給付検討会 報告

例外給付検討会では、原則として介護給付が認められないが、個々の利用者の心身の状況に応じて個別に判断することが必要な介護サービス（下記の枠内）について、「自立支援」を目的とするケアマネジメントに基づいた利用であるかを多職種で検討し、給付の可否を検討しています。

- 短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え
  - ・チェックシートの「半数超過する見込みがある」に☑ある場合のみ該当とします。
- 同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）
  - ・同居家族が全員、介護保険認定者の場合は除く。
- 通院介助に伴う院内介助（訪問介護）
- 厚生労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型サービスの訪問介護
- その他 保険者が検討の必要性を認めたもの

令和5年4月から令和6年3月まで居宅介護支援事業所と地域包括支援センターから申請されたケースの中から、決定に際して各委員の意見や協議内容についてまとめましたので報告します。

### ◎短期入所生活（療養）介護利用の認定期間半数超え

- ・本人のプラス面の情報が少ないため、細かなアセスメントをお願いします。
- ・病状のことを考えると、医療ケアのある施設入所の検討をお願いします。
- ・施設入所の待機期間が長期間になるようであれば、モニタリングや評価を重ねていただき、短期目標の更新時に検討した経過と、現況の報告をお願いします。

### ◎同居家族がいる場合の生活援助（訪問介護）

- ・生活習慣の見直しをした上で、本人の自立支援に向けた計画をお願いします。
- ・同居家族が色々な問題を抱えており、ケアマネジャーが苦慮されていることが分かりました。本人の支援だけでなく、家族にも相談窓口や関係機関への連携をお願いします。

### ◎通院介助に伴う院内介助（訪問介護）

- ・治療方針の選択肢が複数あったため、治療方針の見直しや再検討をお願いします。
- ・例外給付検討会にて承認された通院介助に伴う院内介助（訪問介護）については、一度承認した内容から状況が大きく変わることが考えにくいいため、要介護認定の有効期間満了後の例外給付検討会は不要です。

### ◎運営指導で点検したプラン

- ・アセスメントシートとサービス担当者会議の記録がなく、ケアプラン作成時には必要な書類のため作成の指示を行いました。
- ・ケアプランの作成日と介護計画書の日付の整合性がとれなかったため、確認を行いました。

### ◎承認の有効期間および申請について

- ・例外給付検討会にて承認された決定内容は、要介護認定の有効期間終了まで有効とします。  
**有効期間終了後も継続して利用が必要な場合は、例外給付検討会の申請をして下さい。**